

## ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、ローマ法王（以下「法王」という。）の来県時において対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、法王の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、法王の来県に伴う各種行事の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「対象地域」とは、大村市箕島町に所在する長崎空港及びその周囲おおむね1,000メートルの地域（海域を含む。）をいう。

2 この条例において「対象施設」とは、次条第1項の規定により指定された施設をいう。

3 この条例において「対象施設周辺地域」とは、次条第2項の規定により指定された地域をいう。

4 この条例において「小型無人機」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。

5 この条例において「敷地」とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

### (対象施設の指定等)

第3条 知事は、法王の所在する施設のうち、第1条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による法王の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、当該対象施設の敷地又は区域を併せて指定するものとする。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 知事は、前2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ警察本部長（当該対象施設に係る対象施設周辺地域が海域を含む場合には、警察本部長及び第七管区海上保安本部長）と協議しなければならない。

4 知事は、第1項及び第2項の規定による指定をするときは、その旨、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示しなければならない。

5 知事は、第1項及び第2項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちにその指定を解除し、その旨を告示しなければならない。

(対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第4条 何人も、令和元年11月の知事が指定する期間において、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

(1) 長崎空港を管理する者として知事が告示して指定する者（以下「対象地域の施設管理者」という。）又はその同意を得た者が当該対象地域の上空において行う小型無人機の飛行

(2) 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行

(3) 土地の所有者及び占有者（正当な権原を有する者に限る。以下「土地所有者等」という。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行

(4) 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行

4 前項の規定により小型無人機の飛行を行おうとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象地域又は対象施設周辺地域が公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会（当該小型無人機の飛行に係る経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第七管区海上保安本部長）に通報しなければならない。

(通報の方法)

第5条 前条第3項第1号から第3号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち対象地域の施設管理者、対象施設の管理者又は土地所有者等（以下「施設管理者等」という。）及び同項第4号の規定により小型無人機の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第4項による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の14日前（災害その他公安委員会が緊急かつやむを得ないと認める場合にあっては、公安委員会が指定する日）までに、次に掲げる事項を、所轄警察署長を経由して、公安委員会（当該小型無人機の飛行に係る経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第七管区海上保安本部長）に通報して行うものとする。

(1) 通報者の氏名、生年月日、住所及び連絡先

(2) 小型無人機の飛行を行う目的

(3) 小型無人機の飛行を行う日時

- (4) 小型無人機の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- (5) 小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量、製造番号その他の特徴
- (6) 操縦を行う者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
- (7) 前各号に定めるもののほか、別に公安委員会が定める事項

2 前項の規定は、施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う前条第4項の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは、「通報は、施設管理者等の同意を得た上で」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による通報（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 小型無人機の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面
- (2) 飛行させる小型無人機の写真（当該機器の全体、製造番号を写したものと仕様書）
- (3) 施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う小型無人機の飛行の場合にあつては、当該小型無人機の飛行について同意した施設管理者等の氏名、住所、連絡先及びその同意を行った年月日を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類又は図面  
（安全確保のための措置）

第6条 警察官は、第4条第1項又は第4項の規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の法王の生命、身体若しくは財産に対する危険を未然に防止し、又は対象地域若しくは対象施設周辺地域の安全を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官は、法王の生命、身体若しくは財産に対する危険を未然に防止するため又は対象地域若しくは対象施設周辺地域の安全を確保するためにやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 前2項の規定は、海上保安官の職務の執行について準用する。

4 県は、前3項の措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（第4条第1項又は第4項の規定に違反して小型無人機の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(関係機関への協力要請)

第7条 公安委員会は、第4条第4項の規定による通報が行われたときは、国及び地方公共団体の関係機関に協力を求めることができる。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第6条第1項の規定による警察官の命令に違反した者（同条第3項において準用する同条第1項の規定による海上保安官の命令を含む。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第4条第1項の期間の満了と同時に、その効力を失う。

3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の満了後も、なおその効力を有する。